

常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業 業務委託契約書(案)

印
紙

- 1 委託事業の名称 常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業業務委託
- 2 履行場所 常滑市苅屋字加茂 151 番地 他
- 3 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 業務委託料 ¥
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 5 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業業務委託契約約款の各条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
代表者 常滑市長 _____ ⑩

受注者
代表者 住 所
氏 名 ⑩

構成企業 住 所
氏 名 ⑩

構成企業 住 所
氏 名 ⑩

構成企業 住 所
氏 名 ⑩

常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業
業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（本事業の実施要項等及び事業者提案、常滑市新学校給食共同調理場整備事業の成果物をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、開業準備・維持管理・運営業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、開業準備業務は、_____がこれを行う。維持管理業務は、_____がこれを行う。運営業務は、_____がこれを行う。
- 4 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者が第8条の規定により定める管理技術者等（以下「管理技術者等」という。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 5 受注者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 7 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第47条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(個人情報保護)

- 第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報が記録された資料等についても、同様とする。
- 7 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 8 受注者が、個人情報が記録された資料等について、発注者の承認を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（業務工程表の提出）

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

- 2 この約款の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、前項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、同項の規定を準用する。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「免除」と記載されているときは、この条は適用しない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第41条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督員)

第7条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示

(2) この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者等との協議

(4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(管理技術者等)

第8条 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の技術上の管理を行う管理技術者等を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者等（2名以上の管理技術者等を定めた場合にあっては、これらの管理技術者等を統括する管理技術者等）は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第9条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（技術者等に対する措置請求）

第9条 発注者は、管理技術者等又は受注者の使用人若しくは第6条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第12条 受注者は、業務の内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第13条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 本事業の実施要項等に対する質問回答書、事業者提案に対する市との協議結果が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が一致しないこと。
- (5) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第 14 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 15 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下第 23 条において「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 16 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 17 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 18 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 16 条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 19 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 20 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第21条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第23条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第23条 成果物の引渡し前に、天災等（仕様書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第40条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第24条 発注者は、第12条から第15条まで、第17条、第20条、第21条、前条又は第29条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第25条 受注者は、業務を完了したときは、その旨及び成果物の引渡しを発注者に通知するとともに、成果物を納入しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を実施しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を読み替えて準用する。

(業務委託料の支払い)

第26条 受注者は、前条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(一部完了払)

第27条 受注者は、履行期間完了前に一定期間ごとの完了部分(以下「一部完了部分」という。)があるときは、一部完了部分に相当する金額を請求することができる。この場合において、第25条中「業務」とあるのは「一部完了部分に係る業務」と、「検査」とあるのは「検査に準じた履行状況の確認」と、前条中「業務委託料」とあるのは「一部完了部分に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。支払方法等は、別紙1のとおりとする。

(一部完了払の不払に対する業務中止)

第 28 条 受注者は、発注者が前条において準用される第 26 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第 29 条 発注者は、第 25 条第 3 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによつて受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 30 条 発注者は、成果物に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 31 条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を発注者に申し出なければならない。

2 前項の場合において、発注者は、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、受注者に損害金を請求することができる。この場合損害金の額は、業務を完了することができない部分の額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

(発注者の任意解除権)

第32条 発注者は業務が完了するまでの間は、第33条又は第34条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第32条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このために受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、その契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の催告による解除権)

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて、その履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 第8条第1項に掲げる者を配置しなかったとき。
- (4) 第4条第1項の規定により保証を付さなければならない場合において、保証を付さなかったとき。
- (5) 発注者又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- (6) 正当な理由なく、第30条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料請求権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を除却した上で再び業務を行わなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料請求権を譲渡したとき。
- (9) 第36条又は第37条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員又は暴力団員ではない暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下この条において「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

ロ 暴力団員又は暴力団関係者（以下この条において「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- ニ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- チ ヘ及びトのほか、法人等の役員等又は使用人が、イからホまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第35条 第33条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第36条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第37条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 第14条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- （2） 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- （3） 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条 第36条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第39条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第40条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件（第6条の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち、故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を現状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

3 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第32条の2から第34条によるときは受注者が負担し、第32条、第36条又は第37条によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条の2から第34条までの規定によるときは発注者が定め、第32条、第36条又は第37条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第40条の2 受注者は、第32条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成企業は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成企業であった者についても、同様とする。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に成果物を完成することができないとき。
 - (2) この成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第33条又は第34条の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不可能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第33条又は第34条の規定により成果物の完成前にこの契約が解除された場合
 - (2) 成果物の完成前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された民事再生法第2条第2号の再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成企業は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成企業であった者についても、同様とする。
- 6 第1項第1号の場合においては、発注者は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅滞の責任が生じた時点において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率を乗じて計算した遅延利息の額を請求するものとする。
- 7 第2項の場合（第34条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- (受注者の損害賠償請求等)

第42条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第36条又は第37条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第26条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅滞の責任が生じた時点において、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基

づき財務大臣が決定する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第43条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第30条第1項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求、業務委託料の減額請求又は契約の解除（以下、この条において「請求等」という。）は、第25条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。

2 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

3 第1項の規定は、成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者又は監督員の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

4 第1項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

5 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第8項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

6 発注者は、第1項請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

7 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

(保険)

第44条 受注者は、仕様書に基づき生産物賠償責任保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第45条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、常滑市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(相殺)

第46条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

(紛争の解決)

第47条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との

間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者等の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争については、第9条第2項の規定により受注者が決定を行った後又は受注者が決定を行わずに同条第2項の期間が経過した後でなければ、発注者は、前項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手續前又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29条）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約外の事項）

第48条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（モニタリング及び本契約未達成に関する手續）

第49条 発注者は、受注者の各業務についてモニタリングを行う。

2 受注者は、前項に規定するモニタリングの結果、各業務の遂行が本契約の内容を満たしていない、または、仕様書に適合しないことが確認された場合には、各業務についての改善計画書を作成し、業務の改善を行わなければならない。

3 発注者は、前各項に規定するモニタリングの結果、モニタリング対象期間の受注者による維持管理業務及び運營業務が仕様書に適合しないと認めるときは、別紙2に定めるところにより、維持管理業務及び運營業務に係る業務委託料を減額することができる。

(別紙1)

業務委託料の構成と支払方法等

1 業務委託料の構成

本事業の業務委託料は、受注者が実施する開業準備業務、維持管理業務、運営業務に係る業務委託料に消費税及び地方消費税を加算した額を発注者は受注者に支払うものとする。業務委託料は以下のとおりとする。

業務名	金額	
開業準備業務	¥	
維持管理業務	¥	
運営業務	¥	
	業務委託料(税別)	¥
	取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥
	業務委託料(税込)	¥

2 業務委託料の支払方法・スケジュール

業務委託料については、発注者は、受注者が本契約、仕様書に従い本事業について適切に履行していることを確認し、受注者に対して四半期ごとに支払うものとする。

発注者は、受注者が自ら実施したセルフモニタリングの結果を記載した業務報告書の受領後10日以内に業務の履行をモニタリングし、そのモニタリングの結果を受注者に通知するものとする。

受注者は発注者の確認の通知を受領した場合、対象となる四半期の終了後30日以内に、対象となる四半期に相当する請求書を発注者に対して提出するものとし、発注者は請求を受けた日から30日以内に受注者に支払うものとする。

支払いは、令和6年9月1日～12月31日分を初回として支払い、以降年4回(1月1日～3月31日分、4月1日～6月30日分、7月1日～9月30日分、10月1日～12月31日分)、令和11年7月1日～8月31日分まで、四半期ごと合計20回払いとする。

ただし、開業準備業務相当分の業務委託料は初回の支払いに加算して受注者に支払うものとする。

なお、本契約が途中で解除され、又は実際の運営開始日が遅延するなどして業務委託料の対象となる期間が3か月に満たない場合には、業務委託料は対象期間の日割り計算による。

(別紙2)

モニタリングの実施と業務委託料の減額等について

1 モニタリングと業務委託料の減額等の基本的考え方

(1) 基本的考え方

受注者が実施する各業務が、本契約及び仕様書において規定された各業務の要求水準（以下「所定水準」という。）を常に達成していることを確認（測定及び評価）するため、モニタリングを実施する。

発注者は、受注者が自ら実施したセルフモニタリングの結果を記載した業務報告書に基づき、業務の履行についてモニタリングを実施する。

発注者は、モニタリングの結果、受注者の提供するサービスが所定水準に達していないと認められる場合、改善勧告を行い、状況を改善することができない又は受注者が改善勧告に従わない場合は、業務委託料の減額又は契約解除等の措置を行う。

(2) 費用の負担

発注者が実施するモニタリングに係る費用は発注者が負担し、受注者が自ら実施するセルフモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、受注者の負担とする。

(3) モニタリングの種類と対象業務

種類	対象業務
事前モニタリング	維持管理業務 運營業務
月次モニタリング	
四半期モニタリング	
随時モニタリング	
終了時モニタリング	維持管理業務

(4) モニタリングと減額の対象となるサービス

モニタリングと減額の対象となる業務は以下のとおりとする。

モニタリングの対象となる業務		所定水準未達成時の措置	
		減額措置	改善等の手続き
維持管理業務	① 建物維持管理業務 ② 建築設備維持管理業務 ③ 厨房機器日常点検業務 ④ 外構等維持管理業務 ⑤ 清掃業務 ⑥ 警備業務	・維持管理及び運営費の業務委託料を減額する。	・業務担当者、業務実施企業の変更 ・改善勧告 ・契約解除
運営業務	① 日常の検収補助及び食材保管業務 ② 給食調理業務 ③ 洗浄等業務 ④ 配送及び回収業務 ⑤ 残食及び残菜（調理屑・給食食べ残し）処理業務 ⑥ 運営備品等更新業務 ⑦ 配送車両調達・維持管理業務 ⑧ 食育支援業務 ⑨ 食数管理及び食材発注業務		

(5) セルフモニタリング実施計画書の作成

受注者は、セルフモニタリング実施計画書の案を発注者に提出する。発注者は、受注者と協議し、セルフモニタリング実施計画書を確定する。セルフモニタリング実施計画書には、セルフモニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載する。

(6) 通知

発注者は、モニタリングの実施後に、その結果を受注者に通知する。

2 モニタリングの方法

(1) 事前モニタリング

発注者は、対象業務の開始前に、受注者が提供するサービス業務の実施体制・計画が、所定水準を達成することが可能か、次のとおりモニタリングを実施する。

対象業務	提出書類	モニタリング方法
維持管理業務	仕様書で示す書類一式等	・ヒアリング ・書類確認 ・現場確認
運営業務	仕様書で示す書類一式等	

(2) 維持管理業務及び運営業務期間中のモニタリング

発注者は、履行期間にわたり、受注者が提供するサービスが所定水準を達成しているか否かを確認する。

① 月次モニタリング

- ・受注者は、自らの責任により、構成企業、協力企業等が行う各業務の実施状況についてセルフモニタリングする。
- ・受注者は、セルフモニタリング結果に基づき、毎月業務報告書（月報）を作成し、発注者に提出する。業務報告書に記載されるべき具体的な項目及び内容は、発注者と受注者で協議し決定する。
- ・発注者は、毎月業務報告書（月報）を確認するほか、必要に応じて業務現場への立ち入り検査やヒアリングを行い業務実施状況の確認をする。

② 四半期モニタリング

- ・受注者は、自らの責任により、構成企業、協力企業等が行う各業務の実施状況についてセルフモニタリングする。
- ・受注者は、セルフモニタリング結果に基づき、業務報告書（四半期報告書）を作成し、発注者に提出する。業務報告書（四半期報告書）に記載されるべき具体的な項目及び内容は、発注者と受注者で協議し決定する。
- ・発注者は、業務報告書（四半期報告書）を確認するほか、必要に応じて業務現場への立ち入り検査やヒアリングを行い業務実施状況の確認をする。

③ 随時モニタリング

- ・発注者は、必要と認めるときは、本施設等を巡回し各業務の実施状況を確認・評価する。
- ・発注者は、改善勧告を行った業務について、業務水準の回復の確認を行う。
- ・発注者は、必要に応じて、学校関係者等の意見を聴取できるものとする。

(3) 終了時モニタリング

発注者は、事業期間終了時において、所定水準に示す機能を達成しているか否かのモニタリングを行う。

① モニタリング対象とモニタリング方法

受注者は、事業期間終了時において、本施設の全てが仕様書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷が無い状態を基準に、事業期間終了前概ね1年前より、引渡し時の状態について発注者と協議を行い、必要に応じて補修又は修繕を行う。また、受注者は事業期間終了後の改修又は更新の必要性について調査し、発注者に報告する。

発注者は受注者に対し、事業期間終了3か月前までに事前に通知を行い、終了時モニタリングを実施する。終了時モニタリングは仕様書をもとに、本施設の機能が所定水準を達成しているか否かについて行う。

② 所定水準未達成の場合の措置

発注者は、モニタリング後、その内容を受注者に通知し、所定水準を達成していないと判断した内容について必要な改善勧告を行う。受注者は、改善勧告に従い必要な改善措置を実施し、所定の期限までに発注者の確認を受ける。

3 維持管理業務及び運営業務の所定水準未達成の場合の措置

(1) 改善勧告

モニタリングの結果、所定水準が達成されていない場合は、発注者は受注者に対して改善勧告を行う。また、改善勧告を行っても改善・復旧がなされない場合は、再度改善勧告を行う。

(2) 改善計画書の提出

受注者は、発注者からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、発注者に提出する。発注者は、当該計画により受注者が提供するサービス水準の改善・復旧が可能であると認めた場合、直ちにこれを承認する。なお、承認に当たって、発注者は改善計画書の変更を求めることができる。

また、発注者は受注者と協議の上、改善時期又は改善の期限を決定する。

(3) 改善・復旧行為の実施及び改善状況の確認

受注者は、発注者の承認を受けた後、改善計画書に基づき、直ちに改善・復旧行為を実施し、発注者に報告する。発注者は、受注者からの改善・復旧の報告を受け、随時モニタリングを実施し、改善・復旧状況を確認する。

改善・復旧の確認ができない場合には、再度改善勧告の手続きを行うものとする。

発注者は、同一の原因に起因する同一事象で2回以上の改善勧告が出された場合は、業務担当者の変更、又は業務実施企業の変更を求めることができる。

また、発注者は、以下の場合、本契約の一部又は全部を解除することができる。

- ① 同一の原因に起因する同一事象で2回以上の改善勧告が出された場合において、再度の通告をしてもなお期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合
- ② 受注者が提出した改善計画書について、再度の通告をしてもなお期限までに受注者が実施しない場合
- ③ 同一の原因に起因する同一事象での改善勧告回数が3回以上となり、改善が不可能と判断される場合
- ④ 本事業の実施に当たって重大な支障があると明白に認められる場合

(4) 改善費用の負担

所定水準が達成されない場合は、発注者と受注者は、相互に協力し状況の改善・復旧に努めるものとする。

その後、所定水準が達成されない事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、改善に要した費用は、発注者の責に帰すべき場合は発注者が負担し、その他の場合にあっては受注者が負担する。

4 減額等の対象

モニタリングの結果により減額等の対象となる支払いは、維持管理業務及び運営業務の業務委託料とする。

5 減額等の措置を講じる事態

受注者の責任により、維持管理業務及び運営業務において、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

区分		基準	例示
業務不完全履行	レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・給食提供へ支障が生じる可能性は少ないものの、仕様書を満たすサービスの提供がされていない場合 ・業務報告に不備がある場合 ・その他軽度の業務未実施がある場合
	レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・給食提供へ支障が生じる可能性がある場合 ・衛生管理が不十分である場合 ・その他業務未実施がある場合

区分		基準	例示
提供不全	レベル3	指定時間内に給食を配送できなかった場合	・給食開始時刻から20分以内に配送され、児童生徒が喫食できた場合
	レベル4	給食を一部提供できなかった場合	・配缶間違い等により、一部の献立を児童生徒が喫食できなかった場合（2品目以上喫食できなかった場合はレベル5とする）
	レベル5	給食を提供できなかった場合	・給食開始時刻から20分を超えて配送され、児童生徒が喫食できた場合 ・児童生徒が喫食できなかった場合
その他重大な問題	レベル6	重大な問題が発生した場合	・異物混入等により軽症者が発生した場合 ・アレルギー対応食の誤りにより軽症者が発生した場合 ・食中毒事故により軽症者が発生した場合 ・その他、故意又は重大な過失による事故により負傷者が発生する等、重大な問題が発生した場合
	レベル7	非常に重大な問題が発生した場合	・異物混入等により重傷者（入院を必要とする者。以下、本表において同じ。）や死者が発生した場合 ・アレルギー対応食の誤りにより重傷者や死者が発生した場合 ・食中毒事故により重傷者や死者が発生した場合 ・その他、故意又は重大な過失による事故により重傷者や死者が発生する等、非常に重大な問題が発生した場合

6 ペナルティポイントの加算

(1) 業務不完全履行の場合

- ① 業務不完全履行の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは、発注者は、その程度・緊急度等を勘案し、受注者に相当な改善期間を提示する。
- ② 受注者は、発注者の提示する改善期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、発注者の提示する改善期間を経過しても改善されないときは、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与される。

なお、同一の原因に起因する同一の事象に対する複数回の改善勧告が行われた場合においては、初回の改善期間を起点としてペナルティポイントを付与することとし、2回目以降に区分が変わった場合は、当該改善勧告の改善期限経過後より新たな区分によりペナルティポイントを付与する。

また、同一の四半期において、同一の事象につき、3回目の改善勧告が行われた場合においては上記ペナルティポイントの2倍、3回目の改善勧告が行われた場合においては上記ペナルティポイントの3倍を加算し、その後も同様に改善勧告の回数で乗じたペナルティポイントを加算する。

(2) 提供不全の場合

受注者は、提供不全の状態に陥ったときは、1日につき、次のペナルティポイントを付与する。同日に異なるレベルの提供不全があった場合は、各レベルのペナルティポイントを加算する。

なお、同一の四半期において、同一の学校における同一の事象につき、2回目の改善勧告が行われた場合においては上記ペナルティポイントの2倍、3回目の改善勧告が行われた場合においては上記ペナルティポイントの3倍を加算し、その後も同様に改善勧告の回数で乗じたペナルティポイントを加算する。

影響を受けた給食数の割合※	ペナルティポイント		
	レベル3	レベル4	レベル5
1%未満（0%を含まず）	0.5	1	2
1%以上5%未満		2	4
5%以上10%未満	1	3	6
10%以上30%未満		4	8
30%以上	2	5	10

※影響を受けた給食数の割合＝（当該給食提供日において遅配、一部未提供又は未提供の給食数の合計数）／（実施給食数）

(3) その他重大な問題の場合

レベル	ペナルティポイント
レベル6：重大な問題が発生した場合	30
レベル7：非常に重大な問題が発生した場合	40

なお、食中毒が発生した場合で、営業停止期間を伴う場合（当該食中毒事故発生日、営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。）であっても、ペナルティポイントは1食中毒事故につき40ポイントを超えないものとする。

7 ペナルティポイントを加算しない場合

- ・ 予め発注者の承諾を得た作業等を行った結果による場合
- ・ 発注者の責めに帰すべき事由による場合
- ・ 教職員、児童生徒の責めに帰すべき事由による場合
- ・ 不可抗力又は法令変更による場合
- ・ 第三者の事由（食材納入遅延、回避不可能な交通混雑、受注者に過失のない交通事故など）による場合

8 優れたサービス提供に対してペナルティポイントを減算する対象となる事態と減算方法

受注者が優れたサービスを提供した以下の（1）又は（2）に該当する場合には、受注者の求めに応じてペナルティポイントを減算することがある。なお、減算による救済措置は、各四半期につき最大5ポイントとし、「その他重大な問題」が生じた場合には適用できないものとする。受注者の求め

を受けた場合、発注者は毎四半期の報告書提出後の7日以内に減算するポイント数を受注者へ通知する。

- (1) モニタリングの結果、維持管理・運営業務において、所定水準を上回る水準の個別サービスが提供された次に例示するような場合には、各四半期のペナルティポイントを最大5ポイント減算する救済措置を受けることができる。
- ① 食材の納入が遅れ、給食提供に影響が及ぶ可能性がある場合において、受注者が発注者に協力し、影響を最小限に食い止めた場合
 - ② 不可抗力による災害に際して、受注者の創意工夫と努力によって、給食提供サービスを維持、あるいは速やかに復旧した場合
 - ③ 発注者の他の給食調理施設が、建て替え工事又は改修工事等により給食提供ができない間、当該給食調理施設の所管の学校に給食を提供した場合 等
- (2) 直前1年間についてペナルティポイントの合計が2点以下であった場合には、ペナルティポイントが5点を超過した時に救済措置として2点を減算できるものとする。本救済措置は、1回適用されるごとにリセットされることとし、リセットされた日を起点とした1年間についてペナルティポイントの合計が2点以下であった場合にはじめて次の救済措置が適用される。

9 業務委託料の減額

業務委託料の支払いに際しては、当該四半期のペナルティポイントの合計を計算し、以下の計算式及び下表に従って、業務委託料の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を受注者に通知する。

受注者は、減額について異議がある場合には、発注者に対して書面で申し立てることができる。

当該四半期に加算されたペナルティポイントは、当該四半期における業務委託料の支払いについてのみ適用され、次の四半期に持ち越しされない。

減額措置が決定した際に、既に対象となる業務委託料の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期の業務委託料から差し引く。

【計算式】 当該四半期の業務委託料 × 減額率 = 減額金額（千円未満切り捨て）

ペナルティポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	減額無し	
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加	0.5%～2.5%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。さらに10ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1.0%増加	3.0%～22.0%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。さらに30ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加	23%～36.5%
40ポイント以上	40%にて固定	40% (さらに、当該四半期分の業務委託料の支払い停止※)

※ 支払い停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期のペナルティポイントの合計が 20 ポイント以下となった四半期分の業務委託料に、支払い停止措置が発生した四半期の減額措置後の業務委託料を加算して支払う。ただし、当該加算が年度を跨いだ場合は、市の予算措置がされた後の四半期に加算する。

10 合計ペナルティポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 四半期連続して各四半期のペナルティポイントの合計が 21 ポイント以上になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 上記「9 業務委託料の減額」に掲げる業務委託料の減額の措置に加え、当該連続する 2 期目の四半期の業務委託料の受注者に対する支払いを停止する。

(2) この場合、当該連続する四半期以降の四半期において、ペナルティポイントが 20 ポイント以下になった場合、ペナルティポイントが 20 ポイント以下となった四半期の業務委託料に、支払い停止となった四半期の業務委託料を加算して支払う。ただし、当該加算が年度を跨いだ場合は、市の予算措置がされた後の四半期に加算する。

11 その他の業務の不完全履行等における業務委託料の減額について

第 44 条に規定する付与すべき保険、その他の運営業務又は維持管理業務に含まれない業務について、不完全履行等があった場合には、本別紙 2 の規定を準用する。